

資料番号	10
------	----

令和7年5月23日
課名 危機管理監危機管理課
担当者 課長 松岡
内線 2783

広島県地域防災計画の修正について

1 要旨・目的

災害対策基本法に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定める「広島県地域防災計画」について、令和7年5月14日付けで、所要の修正を行った。

2 現状・背景

広島県地域防災計画は昭和38年6月に策定以降、関係法令の改正や防災施策の情勢変化に応じて、毎年度修正を行っている。

3 修正案の概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会や、その他最近の防災施策等を踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加など、全35項目の修正を行った。

(3) 主な修正箇所

区 分	項目数
○ 能登半島地震を踏まえた修正	18項目
○ 最近の防災施策を踏まえた修正	17項目
合 計	35項目

○ 能登半島地震を踏まえた修正

・ 物資輸送対策（別紙（1）③）

県及び市町は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

・ 孤立集落対策（別紙（1）④）

県及び市町は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備えた対策の推進に努める。

・ 上下水道施設の耐震化（別紙（1）⑥）

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

・ 指定避難所における環境整備（別紙（1）⑧）

市町は、指定避難所において、給水タンクやパーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、衛星通信を活用したインターネット機器、トイレカー等の快適なトイレの整備等に努めるものとする。

- スフィア基準を踏まえた生活環境の確保（別紙（１）⑬）

市町は、指定避難所において、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- 最近の防災施策を踏まえた修正

- 防災情報の集約（別紙（２）②）

県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努める。

- 指定避難所の利用計画作成（別紙（２）⑤）

市町は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

- 原子力災害対策の概要（別紙（２）⑨）

原子力災害対策に関する、計画の目的、基本方針、防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の概要を定める。

(4) 根拠法令

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項

広島県地域防災計画の修正内容

(1)能登半島地震を踏まえた修正

概要		内容	修正箇所
①	通信途絶に関する対策	県及び市町は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。	第2章 第7節
②	応援職員等の宿泊場所について	県は、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	第2章 第7節
③	物資輸送対策	県及び市町は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。	第2章 第7節
④	孤立集落対策	県及び市町は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備えた対策の推進に努める。	第2章 第7節
⑤	輸送手段の確保	県及び市町は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	第2章 第7節
⑥	上下水道施設の耐震化	すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。	第2章 第7節
⑦	上下水道施設が被災した場合の対応	県、市町、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。	第2章 第7節
⑧	指定避難所における環境整備	市町は、指定避難所において、給水タンクやパーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、衛星通信を活用したインターネット機器、トイレカー等の快適なトイレの整備等に努めるものとする。	第2章 第7節の2

概要		内容	修正箇所
⑨	在宅避難者支援の事前整備	市町は、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	第2章 第7節の2
⑩	車中泊避難者支援の事前整備	県及び市町は、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	第2章 第7節の2
⑪	動物愛護管理の体制整備	県及び市町は、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望等への対応等に係る体制の整備に努める。	第2章 第7節の2
⑫	支援チーム等の派遣・要請	県は、広島JRAT(広島災害リハビリテーション推進協議会)、災害時感染制御支援チーム(DICT)、広島県感染症医療支援チーム等の派遣・要請を行う。	第3章の1 第6節 第3章の2 第6節
⑬	スフィア基準を踏まえた生活環境の確保	市町は、指定避難所において、人道憲章と人道対応に関する最低基準(スフィア基準)を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節
⑭	避難所開設当初の準備	市町は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節
⑮	健康状態の悪化防止	市町は、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節
⑯	家庭動物の受入れ	市町は、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節

概要		内容	修正箇所
⑰	在宅避難者に対する支援	市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、被災者支援に係る情報や物資等を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節
⑱	車中泊避難に対する支援	市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、被災者支援に係る情報や食料等の必要な物資を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節

(2) 最近の防災施策を踏まえた修正

概要		内容	修正箇所
①	多様なニーズへの配慮	県及び市町は、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違いや家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	第2章 第5節
②	防災情報の集約	県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努める。	第2章 第7節
③	災害情報の収集・伝達等に関する機器等の多重化・耐震化	県及び市町は、公共安全モバイルシステムや、防災行政無線等の無線通信ネットワークの多重化・耐震化について努めるものとする。	第2章 第7節
④	事前の感染症対策	県及び保健所設置市の保健所等は、自宅療養者等に対する避難の確保に向けた情報提供等が円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	第2章 第7節
⑤	指定避難所の利用計画作成	市町は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。	第2章 第7節の2

概要		内容	修正箇所
⑥	関係機関との事前調整	県及び市町は、指定避難所において、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け等について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。	第2章 第7節の2
⑦	文言の修正(気象)	気象警報等に関する文言の修正。	第3章の1 第2節
⑧	文言の修正(災害報告)	災害情報の収集伝達及び災害発生報告に関する修正。	第3章の1 第3節 第3章の2 第3節
⑨	原子力災害対策の概要	原子力災害対策に関する、計画の目的、基本方針、防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の概要を定める。	原子力災害対策編 第1章
⑩	災害に対する備え	県及び市町は、放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するものとする。	原子力災害対策編 第2章
⑪	災害応急対策の基本方針	県の情報収集・連絡体制及び災害対策本部の設置基準等を定める。	原子力災害対策編 第3章 第1節、第2節、第3節
⑫	モニタリング等	原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときからの対応を定める。	原子力災害対策編 第3章 第4節、第5節
⑬	住民等への対応	住民等への情報伝達活動や屋内退避及び避難誘導の方法を定める。	原子力災害対策編 第3章 第6節、第7節

概要		内容	修正箇所
⑭	緊急輸送活動	県の緊急輸送体制や警察の対応を定める。	原子力災害対策編 第3章 第8節
⑮	飲料水・飲食物の摂取制限等	県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、市町や関係事業者へ飲料水・飲食物の摂取制限や農林畜水産物の採取及び出荷制限を指示または要請するものとする。	原子力災害対策編 第3章 第9節
⑯	県外からの避難者の受入れ活動	県及び市町は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県と連携し、必要に応じて受入れの対応を行う。	原子力災害対策編 第3章 第10節
⑰	復旧・復興	国、県、関係市町及び原子力事業者は、相互に連携しながら放射性物質による環境汚染への対処等、必要な復旧・復興対策を講じるものとする。	原子力災害対策編 第4章